第10号議案

足立区組織条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区組織条例の一部を改正する条例

足立区組織条例(昭和52年足立区条例第5号)の一部を次のように 改正する。

「総務部」を 第1条の表中「総務部」を で、「福祉部」を 資産管理部」

「福祉部 「都市整備部 に改める。 と、「都市整備部」を は改める。 「ではるでは、「本本をできる。」 はなめる。

第2条の表総務部の部中7の項から10の項までを削り、11の項を 7の項とし、12の項を8の項とし、同部の次に次のように加える。

資産管理部

- 1 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 2 公有財産の有効活用に関すること。
- 3 営繕及び施設の保全に関すること。
- 4 庁舎管理に関すること。

第2条の表区民部の部中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同項の前に次のように加える。

10 後期高齢者医療制度に関すること。

第2条の表福祉部の部中5の項を削り、6の項を5の項とし、同部の次に次のように加える。

子ども家庭部

- 1 子育て支援の総合的推進に関すること。
- 2 児童福祉に関すること。

第2条の表環境部の部中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、 同項の前に次のように加える。

1 地球温暖化対策に関すること。

第2条の表都市整備部の部中「3 建築指導に関すること。」を「3 鉄道立体化の促進に関すること。」に改め、同部の次に次のように加える。 建築部

- 1 建築指導に関すること。
- 2 建築物の耐震化促進に関すること。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴い部を新設し、分掌事務を改める必要があるので、この 条例案を提出いたします。